

第78回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年11月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 地下1階 会議室
昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異
なりますので、お間違えのないようご注
意ください。

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第78期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為
への対応策（買収への対応
方針）の継続の件 |

目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
インターネットによる議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	6
事業報告	39
連結計算書類	53
監査報告	55

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマート
フォンからでも招集
ご通知がご覧いただ
けます。

<https://p.sokai.jp/8127/>



(証券コード 8127)
2024年10月31日

株 主 各 位

(本 店 所 在 地)
大阪市中央区博労町二丁目3番9号
(本 社 事 務 所)
東大阪市森河内西一丁目3番1号
ヤマト インターナショナル株式会社
取締役社長 盤 若 智 基

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本年につきましても、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に書面をお送りしております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamatointr.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8127/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヤマトインターナショナル」または「コード」に当社証券コード「8127」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合には、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2024年11月21日（木曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

5 ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようにご送信ください。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 地下1階 会議室
昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
--

3. 会議の目的事項

- I. 報 告 事 項
 1. 第78期（2023年9月1日から）
2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2023年9月1日から）
2024年8月31日まで）計算書類報告の件
- II. 決 議 事 項
 - 第1号議案 第78期剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）の継続の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様はインターネットまたは書面によって議決権を行使することができます。
- (2) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、2024年11月18日(月曜日)までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を当社にご通知ください。
- (4) インターネットで、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。
- (5) インターネットと書面で、重複して議決権が行使されたときは、インターネットによる行使を有効といたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

◎法令及び当社定款の定めにより、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」並びに「計算書類に係る会計監査人の監査報告」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください  
ますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受  
付にご提出ください。

開 催 日 時

2024年11月22日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、  
議案の賛否をご入力くださ  
い。

行使期限

2024年11月21日（木曜日）  
午後5時00分入力完了分まで



### 書面（郵送）で 議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示のう  
え、ご返送ください。

行使期限

2024年11月21日（木曜日）  
午後5時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 〇〇 頁

御中

××××部 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 2. 3. 4.

「賛」の欄に○印  
「否」の欄に○印

「賛」の欄に○印  
「否」の欄に○印

一部の候補者を  
反対する場合

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

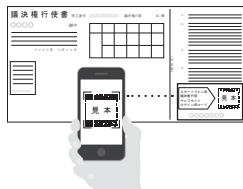
書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。**  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

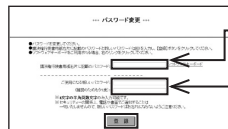
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第78期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点施策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考えておりますが、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開等を勘案して決定する方針を採っております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、昨今の厳しい経済環境並びに当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 10円

総 額 205,449,830円

なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき16円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年11月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、経営環境の変化に対応し、取締役会における機動的な意思決定を図るため、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 候補者属性       | 現在の当社における地位及び担当                                   | 取締役会出席状況(2024年度) |
|-------|------------------------|-------------|---------------------------------------------------|------------------|
| 1     | はん にともしき<br>盤 若 智 基    | 再任          | 代表取締役社長                                           | 15回／15回<br>100%  |
| 2     | うめ かわみのもる<br>梅 川 実     | 再任          | 取締役 常務執行役員 事業統括<br>本部長兼クロコダイル事業部門<br>長兼ブランドディレクター | 15回／15回<br>100%  |
| 3     | かわ しま ゆう じ<br>川 島 祐 二  | 再任          | 取締役 常務執行役員 総務人事<br>部長兼総務課課長兼人財開発室<br>担当           | 15回／15回<br>100%  |
| 4     | きた むら さだ ひろ<br>北 村 禎 宏 | 再任 独立<br>社外 | 社外取締役                                             | 15回／15回<br>100%  |
| 5     | もり やま よし こ<br>森 山 義 子  | 再任 独立<br>社外 | 社外取締役                                             | 13回／15回<br>86.6% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <div>再 任</div> <div>はん にな ともし き<br/>盤 若 智 基<br/>(1972年 1 月13日生)</div> | <p>1995年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br/> 1999年 4 月 同社退社<br/> 1999年 5 月 当社入社<br/> 2000年12月 当社営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）<br/> 2001年 2 月 当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）<br/> 2001年12月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー<br/> 2002年 2 月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当<br/> 2002年12月 当社取締役生産管理部部長兼システム部担当<br/> 2003年 1 月 当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当<br/> 2003年12月 当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当<br/> 2004年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>経営者としての豊富な経験と国際性豊かな幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社の代表取締役に相応しい能力を有しているため。</p> | 601,800株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | <div>再 任</div><br>うめ かわ みのる<br>梅 川 実<br>(1970年9月14日生) | 1993年3月 当社入社<br>2011年9月 当社クロコダイルレディス事業部長<br>2012年9月 当社クロコダイル商品企画部長<br>2014年9月 当社執行役員クロコダイル部長<br>2016年8月 当社執行役員クロコダイル事業部門長<br>2017年9月 当社常務執行役員事業統括副本部長兼クロコダイル事業部門長<br>2018年6月 当社常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長<br>2018年11月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼クロコダイル事業部門商品企画部長<br>2019年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長<br>2020年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br><br>事業部長、事業統括本部長を歴任し、営業及び企画生産における豊富な業務経験と知識を有することから、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。 | 14,300株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | <div data-bbox="236 376 331 417" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div><br>かわしま ゆうじ<br>川 島 祐 二<br>(1967年3月14日生) | <div data-bbox="400 225 845 557"> <p>1990年3月 当社入社</p> <p>2016年11月 当社 I R 室長</p> <p>2018年9月 当社執行役員 I R 室長</p> <p>2019年9月 当社執行役員 I R 経営企画室長</p> <p>2021年9月 当社常務執行役員 I R 経営企画室長</p> <p>2022年9月 当社常務執行役員総務人事部長兼人財開発室担当兼 I R 経営企画室担当</p> <p>2022年11月 当社取締役常務執行役員総務人事部長兼人財開発室担当兼 I R 経営企画室担当</p> <p>2023年9月 当社取締役常務執行役員総務人事部長兼総務課課長兼人財開発室担当(現任)</p> </div> <div data-bbox="392 557 845 606" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取締役候補者とした理由</div> <div data-bbox="400 613 845 711"> <p>I R 室長、I R 経営企画室長を歴任し、I R 及び経営企画分野における豊富な実務経験と幅広い見識を有することから、当社の取締役に相応しいと判断したため。</p> </div> | 8,600株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | <div data-bbox="235 350 330 392">再 任</div> <div data-bbox="235 399 330 441">社 外</div> <div data-bbox="235 448 330 489">独 立</div> <div data-bbox="184 518 375 588"> きた むら さだ ひろ<br/>北 村 禎 宏<br/>(1961年3月19日生) </div> | <div data-bbox="397 217 845 489"> 1984年4月 株式会社ワールド入社<br/> 1999年4月 同社総合企画部部长<br/> 2003年12月 同社マーケティング統括部CRM部部长<br/> 2005年4月 同社退社<br/> 2005年6月 神戸ビジネスコンサルティング有限公司(現 有限会社KBC)設立 同社代表取締役(現任)<br/> 2020年11月 当社社外取締役(現任)<br/> (重要な兼職の状況)<br/> 有限会社KBC代表取締役 </div> <div data-bbox="397 489 845 546"> 社外取締役候補者とした理由及び<br/> 社外取締役候補者に期待される役割の概要 </div> <div data-bbox="397 546 845 861"> コンサルティング業務における豊富な経験と顧客系の情報分析(CRM)ロジック(LTV、RFM)及びダイレクトマーケティングに関する知見を備えるばかりでなく、経営者としての経験と見識を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただき当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただくため。また、同氏の再任が承認された場合は、取締役会の任意の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。 </div> | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立</div><br>もり やま よし こ<br>森 山 義 子<br>(1964年6月26日生) | 1998年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>2004年12月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得<br>2006年7月 TMI総合法律事務所入所<br>2010年1月 同所パートナー弁護士<br>2015年2月 同所カウンセラー弁護士（現任）<br>2022年6月 高周波熱錬株式会社 社外取締役（現任）<br>2022年11月 当社社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>TMI総合法律事務所カウンセラー弁護士<br>高周波熱錬株式会社 社外取締役<br><br><div>社外取締役候補者としての理由及び<br/>社外取締役候補者に期待される役割の概要</div><br>国内外の企業法務に関する豊富な経験とダイバーシティ、CSR等に関する専門的な知識をもって、ガバナンスやコンプライアンスの視点から経営全般に関する助言をいただき、当社の企業価値の向上に貢献していただくため。<br>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 | 一株         |

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 北村禎宏氏及び森山義子氏は、社外取締役候補者であります。
  - 北村禎宏氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年です。また、森山義子氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって2年です。
  - 北村禎宏氏が代表を務める有限会社KBCと当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 森山義子氏が所属するTMI総合法律事務所と当社との間には、2023年9月～2024年8月の1年間に於いてスポット案件に関するリーガルアドバイザー契約がありますが、その報酬額は当社の2024年8月期における販売管理費総額の0.1%未満と僅少であります。
  - 当社は、北村禎宏氏及び森山義子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
  - 当社は、北村禎宏氏及び森山義子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  - 当社は、保険会社との間で、取締役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 取締役のスキルマトリックス

| 氏名      | 役職              | 性別 | 企業<br>経営 | 財務・<br>会計 | 法務・<br>コンプラ<br>イアンス | もの創り<br>生産 | 人創り<br>人事・労務 | 営業<br>マーケティング | 国際性<br>ジェンダー | ESG<br>サステナ<br>ビリティ |
|---------|-----------------|----|----------|-----------|---------------------|------------|--------------|---------------|--------------|---------------------|
| 盤 若 智 基 | 代表<br>取締役社長     | 男性 | ●        | ●         |                     | ●          | ●            |               | ●            |                     |
| 梅 川 実   | 取締役             | 男性 |          |           |                     | ●          | ●            | ●             |              |                     |
| 川 島 祐 二 | 取締役             | 男性 |          | ●         | ●                   |            | ●            |               |              | ●                   |
| 北 村 禎 宏 | 社外取締役<br>(独立役員) | 男性 | ●        |           | ●                   |            | ●            | ●             |              |                     |
| 森 山 義 子 | 社外取締役<br>(独立役員) | 女性 |          |           | ●                   |            | ●            |               | ●            | ●                   |

(注) 1. 上記スキルマトリックスは、各取締役候補者が本総会において選任された場合の体制を表しています。

2. 上記の内容は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 細川良造氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。  
また、監査役 安栗 清氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <div>新任</div> <div>おくなか しんいち<br/>奥 中 信 一<br/>(1961年11月21日生)</div> | <div>1984年3月 当社入社</div> <div>2004年12月 当社エーグル事業部長</div> <div>2007年12月 当社クロコダイル事業部長</div> <div>2008年2月 当社取締役営業副本部長兼クロコダイル事業部長</div> <div>2009年12月 当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長</div> <div>2011年3月 当社取締役営業本部長</div> <div>2011年11月 当社取締役営業本部長兼生産管理部担当</div> <div>2012年11月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産管理部担当</div> <div>2013年9月 当社取締役常務執行役員小売事業本部長兼マーケティングコミュニケーション部長兼生産管理部担当</div> <div>2014年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼生産管理部担当</div> <div>2018年6月 当社取締役常務執行役員社長付兼生産管理部担当</div> <div>2018年11月 当社取締役常務執行役員生産管理部担当</div> <div>2019年9月 当社取締役常務執行役員生産管理部長</div> <div>2024年9月 当社取締役常務執行役員社長付(現任)</div> <div>監査役候補者とした理由</div> <div>事業部長、営業本部長、事業統括本部長を歴任し、豊富な業務経験と知識を有し、当社の監査役に相応しい能力を有しているため。</div> | 46,400株    |

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | <div data-bbox="235 364 330 399">再 任</div> <div data-bbox="235 413 330 448">社 外</div> <div data-bbox="235 461 330 496">独 立</div> <div data-bbox="184 510 375 581">           ほそ かわ りょう ぞう<br/>           細 川 良 造<br/>           (1978年5月22日生)         </div> | <div data-bbox="397 217 845 448">           2007年12月 弁護士登録<br/>           2008年1月 久保井総合法律事務所入所<br/>           2019年3月 同事務所退所<br/>           2019年4月 細川総合法律事務所入所（現在）<br/>           2020年11月 当社社外監査役（現任）<br/>           2022年4月 日本BCP株式会社社外監査役（現任）<br/>           （重要な兼職の状況）<br/>           細川総合法律事務所弁護士<br/>           日本BCP株式会社社外監査役         </div> <div data-bbox="397 448 845 496">           社外監査役候補者とした理由         </div> <div data-bbox="397 496 845 791">           弁護士として企業法務に精通し、会社法、労働法、不動産に係る問題やM&amp;Aにおける法務デューデリジェンス、企業不祥事等への対応に携わってきた豊富な経験と見識をもって、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。         </div> | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細川良造氏は社外監査役候補者であります。
3. 細川良造氏の当社監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 細川良造氏が所属する細川総合法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は、細川良造氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、細川良造氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、監査役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年11月22日開催の第77回定時株主総会において、選任いただきました補欠監査役 三谷英彰氏の選任の効力は本総会開始の時をもって、失効いたします。つきましては法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">社 外</div><br><br>み たに ひで あき<br>三 谷 英 彰<br>(1965年2月20日生) | 1990年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社<br>1998年8月 同監査法人退社<br>1998年12月 I C I グループ（現ヘンケルジャパン株式会社）入社<br>2002年2月 同社退社<br>2002年3月 日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社入社<br>2007年12月 同社退社<br>2008年1月 三谷公認会計士・税理士事務所開設<br>同所代表（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>三谷公認会計士・税理士事務所代表 | 一株         |
|                                                                                                                                    | 補欠の社外監査役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                       |            |
|                                                                                                                                    | 公認会計士及び税理士の資格を有し、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社の社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 三谷英彰氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 三谷英彰氏が代表を務める三谷公認会計士・税理士事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 4. 三谷英彰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。  
 5. 三谷英彰氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏の間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。  
 6. 当社は、保険会社との間で、監査役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。三谷英彰氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、当初2007年3月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）」を導入し、直近では2021年11月19日開催の当社第75回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、現プラン継続後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する司法判断及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、2024年10月11日開催の当社取締役会には社外取締役2名を含む取締役6名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランを、一部語句の修正を行ったうえで、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

当該継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員（うち社外監査役2名）から賛同を得ております。

なお、2024年8月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、2024年10月11日現在、当社株式の大規模買付に関する具体的な提案等を受けている事実はございません。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。が、基本的なスキームに変更はございません。

### <当社株式の大規模買付行為への対応方針を継続する理由>

当社は「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、顧客起点のビジネスを展開することにより、ステークホルダーである多くの取引先や顧客から支持を得ております。アパレル・流通業界における市場と環境、そして人々のライフスタイルや価値観が

様変わりする中、いつの時代も どのような環境下でも、お客様の不満や問題を解決し 求められるものを提供し 最初に想起される真のブランド「シン・ブランド創り」を目指しております。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為がなされる可能性は、引続き存在していると言わざるを得ない状況にあります。

現行の金融商品取引法は、一定の大規模買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の同意なき大規模買付行為が行われる場合では、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

本プランの目的は、大規模買付者やその提案内容等について株主の皆様の検討に必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあることから、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、3年間を有効期間として継続するものであります。

## I. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

一方で、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが散見されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## Ⅱ. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を目指し、以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、ワニのワンポイントで親しまれている「クロコダイル」を筆頭に、カジュアルブランドを運営するアパレルメーカーです。1937年大阪で創業した「盤若商店（ヤマト インターナショナルの前身）」は、15人の従業員と10台のミシン、そして「より良い服を作ろう」という強い意思から始まりました。「もの創りは、人創り」という理念を掲げ、お客様に求められる上質な服を作り、作り手の技術を培い人を育て、お客様に愛用され信頼を得る。その積み重ねで成長を遂げてまいりました。

時代とともに人々の価値観や社会環境が変化していく中でも、顧客起点でお客様に求められるその時代のライフスタイルに相応しい「ものを創る」。

より良い服を作るために社員を育て「人を創る」。

お客様に愛用され信頼されお客様という「人を創る」。

創業当時の志を受け継ぎ、「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」というミッションのもと、これからもお客様に求められるより良い服を誠意を込めて作り続けていきます。

基幹ブランドである「CROCODILE（クロコダイル）」は、「＼大人のTOP＼をスマートに演出するブランド」をコンセプトに、改めて原点である「顧客起点」に立ち返り、既顧客の満足度向上と活性化に繋がる商品の強みや付加価値を戦略的に構築してまいります。

潜在顧客の獲得に向けましては、クロコダイルグループにおける先進的な役割を担う2つの「ストラテジックライン」に注力してまいります。デザイン性トレンド性を最も重視したラインである「クロコダイル コード」は、2024年春夏から商品構成を拡充し、アパレルに加え、足元も含めたスタイル/コーディネート提案を強化しております。もう一方の「スウィッチモーション クロコダイル」は先進的なスポーツ業界が取り組んでいる工夫や進化といった要素を取り入れ、「もの創り」を最も重視したラインとなり、引き続き戦略的に提供価値の構築を目指してまいります。

更に商品、店舗、コミュニケーション等すべてにおいて一貫性を保ち提供することで、お客様のブランドに対する認知認識を深め顧客を獲得し、

事業の持続的な成長を目指してまいります。

「創造的な移動を続ける都市生活者のための機能服」をコンセプトに、オンラインショップをベースに展開する「CITERA（シテラ）」は、常に快適で洗練された時代に響くスタイルを創り出し、ブランドの顔となる商品開発等に引き続き注力することで更なる売上拡大を目指してまいります。また、米国発アウトドアファッションブランド「Penfield（ペンフィールド）」と、ハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、ブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の更なる拡大を目指してまいります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株主価値・企業価値の向上を目指してまいります。

### Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プラン継続の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する提案内容が適正か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシ

ヤル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。更に、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を行うために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、前述Ⅰの会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プラン（別紙２のフローチャートをご参照ください。）として継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、①特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）または、③特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じとします。）との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係（注４）を樹立する行為（注５）（結果として特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となる場合に限ります。以下、これらのいずれかに該当する買付行為（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注１：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等といいま

す。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。以下、同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。以下、同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下、同じとします。

注4：ある株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該株主及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

注5：かかる行為がなされた否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる行為に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### 3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。が、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・

公正性を担保するため、独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。）。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役または社外有識者（注6）の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、細川良造氏、山田奈央子氏、中井洋恵氏が就任予定です。各委員の略歴は別紙4をご参照ください。

注6：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

##### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「法的拘束力を有する誓約文言」を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①～⑥まで全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定的前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社及び当社グループの事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会では、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者の回答期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで（最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための本必要情報が揃ったと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、公表することとします。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合は、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係わる交渉等を打ち切り、後記(3)の当社取締役会による検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められた場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

### (3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（後記5.（3）に従い株主検討期間が設定される場合には、株主検討期間の経過後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買

付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①～⑨のいずれかの類型に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式の全部の買付けを勧誘すること

なく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
  - ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
  - ⑧ 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
  - ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

- (3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとし

ます。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります（ただし、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。）。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会が相当と判断した場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役

会是对抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。一方、株主検討期間を設ける場合には、上記4. (1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する方法により、また、新株予約権の無償割当て後においても、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）する方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

## 6. 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主・投資家の皆様が「大規模買付行為」に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主・投資家の皆様が代替案の提示を受けられる機会を確保することを目的としています。これにより株主・投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることが目的として、上記5.に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主・投資家の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主・投資家の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての中止または割当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反し、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行うことがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき別途開示いたします。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認をもって同日より発効することとし、有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2027年11月開催予定の定時株主総会）の終結の時までとします。

ただし、本プランは、本総会により継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

す。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会はその内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様がに不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。また、法令等に改正（法令等の名称や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

#### IV. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

##### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会

が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者（社外取締役、社外監査役または社外有識者）の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プランを継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型の対応方針やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記Ⅲ 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2024年8月31日現在)

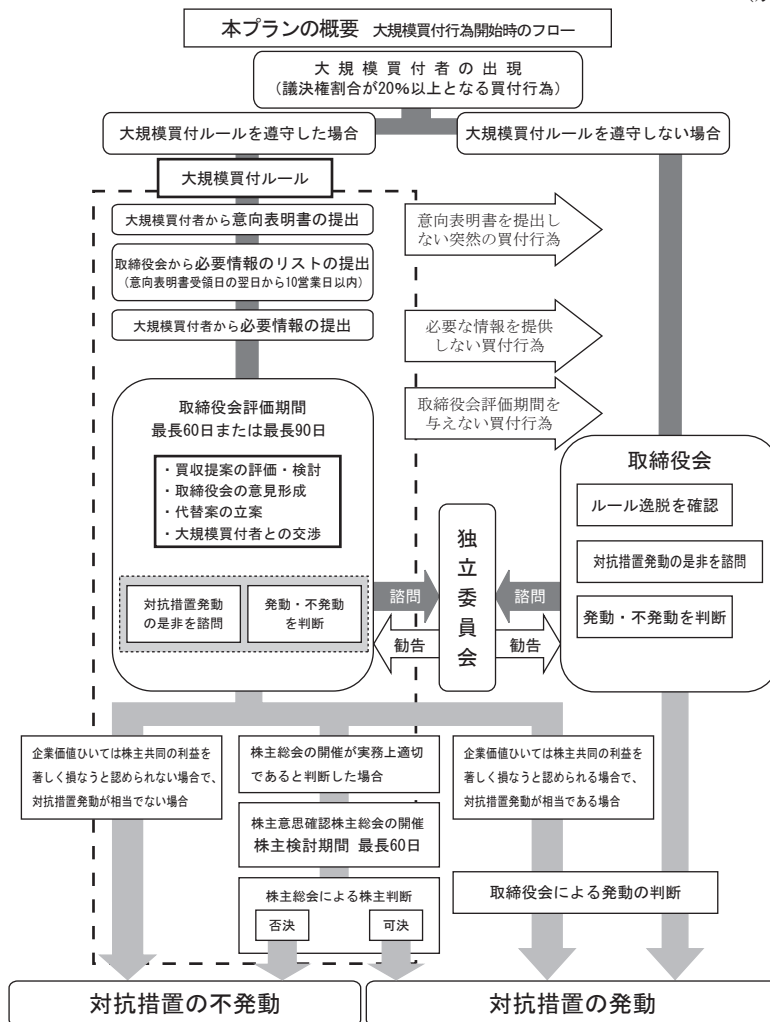
- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数    | 71,977,447株 |
| 2. 発行済株式の総数    | 21,302,936株 |
| 3. 株主数         | 18,596名     |
| 4. 大株主 (上位10名) |             |

| 株主名                             | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|---------------------------------|-----------|----------|
| セネシオ有 限 会 社                     | 2,600,000 | 12.65    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行           | 1,021,119 | 4.97     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)        | 884,300   | 4.30     |
| 盤 若 智 基                         | 601,800   | 2.92     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社             | 574,363   | 2.79     |
| 藤 原 美 和 子                       | 374,000   | 1.82     |
| 盤 若 真 美                         | 353,000   | 1.71     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行               | 308,000   | 1.49     |
| M N イ ン タ ー フ ァ ッ シ ョ ン 株 式 会 社 | 300,000   | 1.46     |
| 蝶 理 株 式 会 社                     | 287,600   | 1.39     |

(注) 1. 当社は自己株式 (757,953株) を保有していますが、上記大株主からは除いてい  
ます。

2. 持株比率は自己株式 (757,953株) を控除して計算しております。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他外部の専門家）等に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

細川 良造 (ほそかわ りょうぞう)

|      |          |                    |
|------|----------|--------------------|
| (略歴) | 1978年5月  | 生まれ                |
|      | 2007年12月 | 弁護士登録              |
|      | 2008年1月  | 久保井総合法律事務所入所       |
|      | 2019年3月  | 同事務所退所             |
|      | 2019年4月  | 細川総合法律事務所弁護士(現任)   |
|      | 2020年11月 | 当社社外監査役就任(現任)      |
|      | 2022年4月  | 日本BCP株式会社社外監査役(現任) |

山田 奈央子 (やまだ なおこ)

|      |          |                          |
|------|----------|--------------------------|
| (略歴) | 1978年10月 | 生まれ                      |
|      | 2002年4月  | 株式会社ワコール入社               |
|      | 2006年3月  | 同社退社                     |
|      | 2006年6月  | 株式会社シルキースタイル創業           |
|      |          | 同社代表取締役(現任)              |
|      | 2021年7月  | 一般社団法人日本フェムテック協会設立       |
|      |          | 同協会代表理事(現任)              |
|      | 2022年11月 | 当社社外監査役就任(現任)            |
|      | 2024年6月  | 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役(現任) |
|      | 2024年6月  | 株式会社シーボン社外取締役(現任)        |

中井 洋恵 (なかい ひろえ)

|      |         |                      |
|------|---------|----------------------|
| (略歴) | 1961年5月 | 生まれ                  |
|      | 1988年4月 | 弁護士登録(大阪弁護士会)        |
|      | 1995年4月 | 井上・中井法律事務所設立         |
|      | 2011年9月 | ひなた法律事務所設立 代表弁護士(現任) |
|      | 2015年4月 | 大阪弁護士会副会長(1年間)       |

上記、各委員候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役 細川良造氏、同 山田奈央子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

以 上

### 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主の皆様及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1個とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社普通株式を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため、新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による物価の高騰や金利・賃金の上昇等がありながらも、史上最高値を更新する株価に見られるように「失われた30年」からの脱却を背景に様々な指標が30数年ぶりに更新されております。長年続いた日本のデフレ経済が終焉し、インフレ社会が現実となり、時代の転換期を迎えております。

当アパレル・ファッション業界におきましては、お客様の外出機会の増加やインバウンド需要の拡大により緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、気候変動や、コロナ後のリベンジ消費の反動や急激な物価上昇等による消費マインドの低迷が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、人々のライフスタイルや価値観が様変わりする中で、いつの時代でも どのような環境下でも、お客様の不満や問題を解決し 求められるものを提供し 最初に想起される真のブランド「シン・ブランド創り」を目指しております。

これらを背景に始動した中期ビジョン「Yamato 2026」では10年後を視野に、既顧客の活性化を前提としながらも、次の世代の潜在顧客獲得により比重を置いた戦略を実践してまいります。そして、10年後のあるべき姿として、次の世代のお客様が当社のブランドを認知認識し、私たち創り手の意図を理解し、詳細な特徴を語り他者へ共有できる、更にはお客様同士も共鳴できる状態。お客様も社員も誇れる真のブランドになっている姿を目指してまいります。

基幹事業である「クロコダイル」は、「"大人のTPO"をスマートに演出するブランド」をコンセプトに、改めて原点である顧客起点に立ち返り、既顧客の満足度向上と活性化に繋がる商品の強みや付加価値を戦略的に構築してまいります。

潜在顧客の獲得に向けましては、クロコダイルグループにおける先進的な役割を担う2つの「ストラテジックライン」に注力してまいります。デ

デザイン性トレンド性を最も重視したラインである「クロコダイル コード」は、24年春夏から商品構成を拡充し、アパレルに加え、足元も含めたスタイル/コーディネート提案を強化しております。もう一方の「スイッチモーション クロコダイル」は、先進的なスポーツ業界が取り組んでいる工夫や進化といった要素を取り入れ、「もの創り」を最も重視したラインとなり、引き続き戦略的に提供価値の構築を目指してまいります。

更に商品、店舗、コミュニケーション等すべてにおいて一貫性を保ち提供することで、お客様のブランドに対する認知認識を深め顧客を獲得し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

「創造的な移動を続ける都市生活者のための機能服」をコンセプトに、オンラインショップをベースに展開する「CITERA（シテラ）」は、常に快適で洗練された時代に響くスタイルを創り出し、ブランドの顔となる商品開発等に引き続き注力することで更なる売上拡大を目指してまいります。また、米国発アウトドアファッションブランド「Penfield（ペンフィールド）」と、ハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライティングボルト）」は、ブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の更なる拡大を目指してまいります。

一方、当社グループの物流業務を請け負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社は、自動ソーター及び自動製封函機に加え、新たにカメラ認証システムを導入し業務の自動化や省人化を推進することで、在庫管理や入出荷業務の精度向上に努めるとともに物流費や光熱費の高騰にも対応し、更なる生産性向上を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高が211億3千9百万円（前年同期比1.6%増）となりました。利益面では、売上総利益率は56.7%（前年同期比0.7ポイント減）となり、販売費及び一般管理費は117億3千1百万円（前年同期比0.7%増）、営業利益は2億6千2百万円（前年同期比13.2%減）、経常利益は3億8千5百万円（前年同期比34.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億5千2百万円（前年同期比37.4%減）となりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業208億6千4百万円（前年同期比1.7%増）、不動産賃貸事業2億7千5百万円（前年同期比4.7%減）となりました。なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

## セグメント別売上高(アイテム別)

| 区 分           |             | 第 77 期       |           | 第 78 期       |           | 増減率      |
|---------------|-------------|--------------|-----------|--------------|-----------|----------|
|               |             | 金 額          | 構 成 比     | 金 額          | 構 成 比     |          |
| 繊維製品製造販売業     | カッタソーニット    | 百万円<br>6,258 | %<br>30.1 | 百万円<br>6,260 | %<br>29.6 | %<br>0.0 |
|               | 布 帛 シ ャ ツ   | 3,539        | 17.0      | 3,715        | 17.6      | 5.0      |
|               | 横 編 セ ー タ ー | 2,343        | 11.3      | 2,327        | 11.0      | △0.7     |
|               | ア ウ タ ー     | 5,321        | 25.6      | 5,294        | 25.1      | △0.5     |
|               | ボ ト ム       | 2,086        | 10.0      | 2,244        | 10.6      | 7.6      |
|               | 小 物 ・ そ の 他 | 963          | 4.6       | 1,020        | 4.8       | 5.9      |
|               | 計           | 20,513       | 98.6      | 20,864       | 98.7      | 1.7      |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 |             | 288          | 1.4       | 275          | 1.3       | △4.7     |
| 合 計           |             | 20,801       | 100.0     | 21,139       | 100.0     | 1.6      |

## セグメント別売上高(顧客別)

| 区 分           |         | 第 77 期 |       | 第 78 期 |       | 増減率   |
|---------------|---------|--------|-------|--------|-------|-------|
|               |         | 金 額    | 構 成 比 | 金 額    | 構 成 比 |       |
| 繊維製品製造販売業     |         | 百万円    | %     | 百万円    | %     | %     |
|               | メ ン ズ   | 10,839 | 52.1  | 10,826 | 51.2  | △0.1  |
|               | レ デ ィ ス | 9,530  | 45.8  | 9,920  | 46.9  | 4.1   |
|               | そ の 他   | 143    | 0.7   | 118    | 0.6   | △18.0 |
| 計             |         | 20,513 | 98.6  | 20,864 | 98.7  | 1.7   |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 |         | 288    | 1.4   | 275    | 1.3   | △4.7  |
| 合 計           |         | 20,801 | 100.0 | 21,139 | 100.0 | 1.6   |

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、3億5千9百万円であり、主なものは次のとおりであります。

繊維製品製造販売業

東京本社リニューアル工事

1億7千3百万円

なお、設備投資資金は自己資金で賄っております。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 第75期<br>2021年8月期 | 第76期<br>2022年8月期 | 第77期<br>2023年8月期 | 第78期<br>(当連結会計年度)<br>2024年8月期 |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 13,691           | 19,398           | 20,801           | 21,139                        |
| 経 常 利 益(百万円)                 | 92               | 641              | 588              | 385                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(百万円) | 30               | 452              | 563              | 352                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | 1.49             | 22.00            | 27.43            | 17.17                         |
| 総 資 産(百万円)                   | 21,013           | 21,385           | 22,476           | 24,007                        |
| 純 資 産(百万円)                   | 15,947           | 15,994           | 16,798           | 17,348                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                | 776.16           | 778.45           | 817.62           | 844.41                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しております。

### (4) 対処すべき課題

来期の展望としましては、資源価格の高騰や円安を背景とした物価上昇による個人消費の落ち込みが引き続き懸念され、当社を取り巻く環境の先行き不透明感は継続するものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、原点である顧客起点に立ち返り「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、いつの時代でも どのような環境下でも、お客様の不満や問題を解決し 求められるものを提供し 最初に想起される真のブランド「シン・ブランド創り」を目指しております。

また、3年後のあるべき姿に向け新たにスタートした中期ビジョン「Yamato 2026」では、既顧客の活性化を大前提としながら、10年後を視野に次の世代の潜在顧客獲得に比重を置き、取り組みを強化してまいります。そして①収益率を高める分野 (GMS) ②売上を伸長させる分野 (EC/CITERA) ③将来の成長基盤を確立する分野 (直営)、引き続きこれら各分野の課題や指標を達成することで、企業価値・ブランド価値・提供価値 それぞれの「価値拡大」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所 (2024年8月31日現在)

- ① ヤマト インターナショナル株式会社
  - 大阪本社 大阪府東大阪市
  - 東京本社 東京都大田区
  - デリポート(ロジスティックセンター) 大阪府東大阪市
- ② ヤマト ファッションサービス株式会社
  - 本社 大阪府東大阪市

(7) 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

企業集団の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数       | 前 期 末 比 増 減 |
|-------------|---------------|-------------|
| 合 計 又 は 平 均 | 165名 (1,020名) | 7名減 (24名減)  |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2024年8月31日現在)

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 410百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 178    |
| 日本生命保険相互会社  | 150    |
| 株式会社三井住友銀行  | 25     |
| みずほ信託銀行株式会社 | 15     |

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名               | 資本金   | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|-------|---------|---------|
| ヤマトファッションサービス株式会社 | 30百万円 | 100%    | 物流業務の受託 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年8月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 71,977,447株 |
| ② 発行済株式の総数   | 21,302,936株 |
| ③ 株主数        | 18,596名     |
| ④ 単元株式数      | 100株        |
| ⑤ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                     | 持株数<br>千株 | 持株比率<br>% |
|-------------------------|-----------|-----------|
| セネシオ有限公司                | 2,600     | 12.65     |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 1,021     | 4.97      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 884       | 4.30      |
| 盤若智基                    | 601       | 2.92      |
| 日本生命保険相互会社              | 574       | 2.79      |
| 藤原美和子                   | 374       | 1.82      |
| 盤若真美                    | 353       | 1.71      |
| 株式会社りそな銀行               | 308       | 1.49      |
| MNインターファッション株式会社        | 300       | 1.46      |
| 蝶理株式会社                  | 287       | 1.39      |

- （注） 1. 当社は自己株式（757,953株）を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（757,953株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### ① 取締役及び監査役の状況

(2024年8月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|--------------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 取締役社長(代表取締役) | 盤 若 智 基   |                                                            |
| 取締役常務執行役員    | 奥 中 信 一   | 生産管理部長                                                     |
| 取締役常務執行役員    | 梅 川 実     | 事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター                             |
| 取締役常務執行役員    | 川 島 祐 二   | 総務人事部長兼総務課課長兼人財開発室担当                                       |
| 取 締 役(社外取締役) | 北 村 禎 宏   | 有限会社KBC代表取締役                                               |
| 取 締 役(社外取締役) | 森 山 義 子   | TMI総合法律事務所カウンセラー<br>弁護士<br>高周波熱錬株式会社社外取締役                  |
| 常 勤 監 査 役    | 安 栗 清     |                                                            |
| 常 勤 監 査 役    | 水 光 知 宏   |                                                            |
| 監 査 役(社外監査役) | 細 川 良 造   | 細川総合法律事務所弁護士<br>日本BCP株式会社社外監査役                             |
| 監 査 役(社外監査役) | 山 田 奈 央 子 | 株式会社シルキースタイル代表取締役<br>株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役<br>株式会社シーボン社外取締役 |

- (注) 1. 2023年11月22日開催の第77回定時株主総会において、安栗 清氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 監査役 細川良造氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、会社法、労働法に関する相当程度の経験、見識を有しております。
3. 当社は、取締役 北村禎宏氏、同 森山義子氏並びに監査役 細川良造氏、同 山田奈央子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------------|------|---------------------|
| 市 原 英 之 | 2023年11月22日 | 任期満了 | 常勤監査役               |

③ 執行役員の状況

当社は、執行役員制度を導入しております。2024年8月31日現在の執行役員は、前記取締役兼務者3名及び次の5名であります。

| 氏 名     | 会社における地位    | 担 当                           |
|---------|-------------|-------------------------------|
| 増 田 道 則 | 常 務 執 行 役 員 | 経理部長                          |
| 門 井 嘉 裕 | 常 務 執 行 役 員 | クロコダイル事業部門副部門長兼クロコダイル事業部門販売部長 |
| 辻 紀 明   | 執 行 役 員     | 営業推進室長兼システム部担当                |
| 長 尾 享 諭 | 執 行 役 員     | マーケティングコミュニケーション部長            |
| 保 田 大 輔 | 執 行 役 員     | I R経営企画室長                     |

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長を実現するインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績、経済環境等を総合的に勘案して株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定するものとする。

社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責や果たすべき役割等を考慮して株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定するものとする。

#### 3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、会社の持続的な成長を実現するため事業全体の収益力を重視することから、連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎月の給与にて支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の任意の諮問機関として設置の指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は設定しない。ただし、中長期的な業績と連動したインセンティブを含む新たな株式報酬制度等について、適宜、検討を行うものとする。

- 4) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の任意の諮問機関として設置の指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の一任を受けた代表取締役社長は同委員会の答申内容を十分に尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個別の報酬内容を決定することとする。

職位別の指数は、基本報酬と同様に、各取締役の役位、職責および在任期間等に応じて定めるものとする。業績連動報酬とそれ以外の報酬の比率は定めないが、職位が高位であれば、業績に対する責任度合い等も高まることから、それに応じて業績連動報酬の比率が高まるよう、業績連動報酬にかかる指数も高く設計する。

- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、独立役員2名を含む委員3名以上で構成された指名・報酬委員会で、全報酬額の上限、報酬の決め方、取締役の個人別の報酬額の決定への評価方法などを議論し、その内容を取締役に報告する。取締役会では、その内容を審議し、決定することとする。なお、取締役の個人別の報酬額についての最終決定は、代表取締役社長に一任するものの、事前に指名・報酬委員会に報告することとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役以外の取締役の担当事業の業績等を踏まえた業績連動報酬の額の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図る。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分              | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------|--------------------|----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                   |                    | 基本報酬           | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 95,681             | 88,593         | 7,087       | —          | 4                     |
| 社外取締役             | 12,112             | 12,112         | —           | —          | 2                     |
| 計                 | 107,793            | 100,706        | 7,087       | —          | 6                     |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 15,934             | 15,365         | 569         | —          | 3                     |
| 社外監査役             | 8,476              | 8,476          | —           | —          | 2                     |
| 計                 | 24,411             | 23,842         | 569         | —          | 5                     |

- (注) 1. 上表には、2023年11月22日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役(社外監査役を除く)1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該役員の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬等を算定する指標については、会社の持続的な成長を実現するため事業全体の収益力を重視することから、連結経常利益を評価指標としております。当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は連結経常利益4億2千万円でありましたが、実績は連結経常利益3億8千5百万円であります。
3. 非金銭報酬等は設定しておりません。ただし、中長期的な業績と連動したインセンティブを含む新たな株式報酬制度等について、適宜、検討を行うものとしております。
4. 取締役の金銭報酬の額は2012年11月22日開催の第66回定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は1名)です。
5. 監査役の金銭報酬の額は2007年2月23日開催の第60回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長盤若智基に対し、取締役の個別の報酬内容の決定を一任しております。一任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、一任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 当 社 と 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係

| 区 分   | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 先                                                    | 当 社 と の 関 係                                                                                                                                                                    |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 北 村 禎 宏   | 有限会社KBC代表取締役                                                   | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                              |
| 社外取締役 | 森 山 義 子   | TMI総合法律事務所カウンスル弁護士<br>高周波熱錬株式会社社外取締役                           | TMI総合法律事務所と当社との間には、2023年9月～2024年8月の1年間に於いてスポット案件に関するリーガルアドバイザリー契約がありますが、その報酬額は当社の2024年8月期における販売管理費総額の0.1%未満と僅少であります。また、高周波熱錬株式会社と当社との取引はありません。従いまして、同社と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。 |
| 社外監査役 | 細 川 良 造   | 細川総合法律事務所弁護士<br>日本BCP株式会社社外監査役                                 | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                              |
| 社外監査役 | 山 田 奈 央 子 | 株式会社シルキースタイル<br>代表取締役<br>株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役<br>株式会社シーボン社外取締役 | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                              |

ロ. 当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 北 村 禎 宏 | 経営者として、またコンサルティング業務における豊富な経験と見識をもって、取締役会では積極的に意見を述べており、特に顧客系の情報分析（CRM）ロジック（LTV、RFM）及びダイレクトマーケティングについて専門的な立場から当社の経営体制・事業計画における監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>当事業年度中の取締役会への出席状況<br>取締役会15回のうち15回に出席 |

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 森 山 義 子 | 国内外の企業法務に関する豊富な経験とダイバーシティ、CSR等に関する専門的な知識をもって、取締役会では積極的に意見を述べており、ガバナンスやコンプライアンスの視点から当社の経営全般に関する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。<br>当事業年度中の取締役会への出席状況<br>取締役会15回のうち13回に出席 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

| 区 分   | 氏 名       | 出 席 状 況 、 発 言 状 況                                                                                                                                                                            |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 細 川 良 造   | 弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。<br>また、監査役会においては、当社の人事システムや、労務関係及びその方針並びに実務について適宜必要な意見を述べております。<br>当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況<br>取締役会15回のうち15回に出席<br>監査役会15回のうち15回に出席 |
| 社外監査役 | 山 田 奈 央 子 | 経営者及びコンサルタントとしての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。<br>また、監査役会においては、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。<br>当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況<br>取締役会15回のうち15回に出席<br>監査役会15回のうち15回に出席  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

# 連結貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額         | 科 目           | 金 額        |
|-----------------------|-------------|---------------|------------|
| (資 産 の 部)             |             | (負 債 の 部)     |            |
| 流 動 資 産               | 10,981,670  | 流 動 負 債       | 5,368,639  |
| 現 金 及 び 預 金           | 5,155,520   | 支払手形及び買掛金     | 609,870    |
| 受取手形、売掛金及び<br>契 約 資 産 | 1,244,374   | 電 子 記 録 債 務   | 3,514,315  |
| 有 価 証 券               | 2,300,000   | 1年内返済予定の長期借入金 | 220,043    |
| 商 品 及 び 製 品           | 2,070,700   | リ ー ス 債 務     | 13,697     |
| 仕 掛 品                 | 85,664      | 未 払 法 人 税 等   | 63,216     |
| そ の 他                 | 125,410     | 賞 与 引 当 金     | 74,502     |
| 固 定 資 産               | 13,025,442  | そ の 他         | 872,994    |
| 有 形 固 定 資 産           | (6,763,117) | 固 定 負 債       | 1,290,150  |
| 建 物 及 び 構 築 物         | 1,379,936   | 長 期 借 入 金     | 558,250    |
| 機械装置及び運搬具             | 98,200      | リ ー ス 債 務     | 15,805     |
| 土 地                   | 5,179,068   | 繰 延 税 金 負 債   | 432,066    |
| リ ー ス 資 産             | 28,263      | そ の 他         | 284,028    |
| 建 設 仮 勘 定             | 220         | 負 債 合 計       | 6,658,789  |
| そ の 他                 | 77,428      | (純 資 産 の 部)   |            |
| 無 形 固 定 資 産           | (10,330)    | 株 主 資 本       | 16,063,397 |
| 投資その他の資産              | (6,251,994) | 資 本 金         | 4,917,652  |
| 投資有価証券                | 5,861,536   | 資 本 剰 余 金     | 4,988,692  |
| 差 入 保 証 金             | 121,673     | 利 益 剰 余 金     | 6,521,562  |
| 退職給付に係る資産             | 195,182     | 自 己 株 式       | △364,510   |
| 繰 延 税 金 資 産           | 2,262       | その他の包括利益累計額   | 1,284,926  |
| そ の 他                 | 99,011      | その他有価証券評価差額金  | 1,303,764  |
| 貸 倒 引 当 金             | △27,671     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △5,335     |
|                       |             | 退職給付に係る調整累計額  | △13,502    |
|                       |             | 純 資 産 合 計     | 17,348,323 |
| 資 産 合 計               | 24,007,113  | 負 債 純 資 産 合 計 | 24,007,113 |

# 連結損益計算書

( 2023年 9 月 1 日から  
2024年 8 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 21,139,916 |
| 売上原価            |         | 9,145,902  |
| 売上総利益           |         | 11,994,014 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 11,731,203 |
| 営業利益            |         | 262,810    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 99,764  |            |
| その他の            | 32,708  | 132,472    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 8,056   |            |
| その他の            | 1,310   | 9,367      |
| 経常利益            |         | 385,916    |
| 特別利益            |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 31,373  | 31,373     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 2,950   |            |
| 減損損失            | 5,665   |            |
| 災害による損失         | 8,841   | 17,457     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 399,832    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 86,748  |            |
| 法人税等調整額         | △39,782 | 46,965     |
| 当期純利益           |         | 352,867    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 352,867    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月9日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岡本健一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 村上育史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議、及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月11日

ヤマト インターナショナル株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 安 | 栗 | 清 | Ⓔ |   |   |
| 常勤監査役 | 水 | 光 | 知 | 宏 | Ⓔ |   |
| 社外監査役 | 細 | 川 | 良 | 造 | Ⓔ |   |
| 社外監査役 | 山 | 田 | 奈 | 央 | 子 | Ⓔ |

以 上

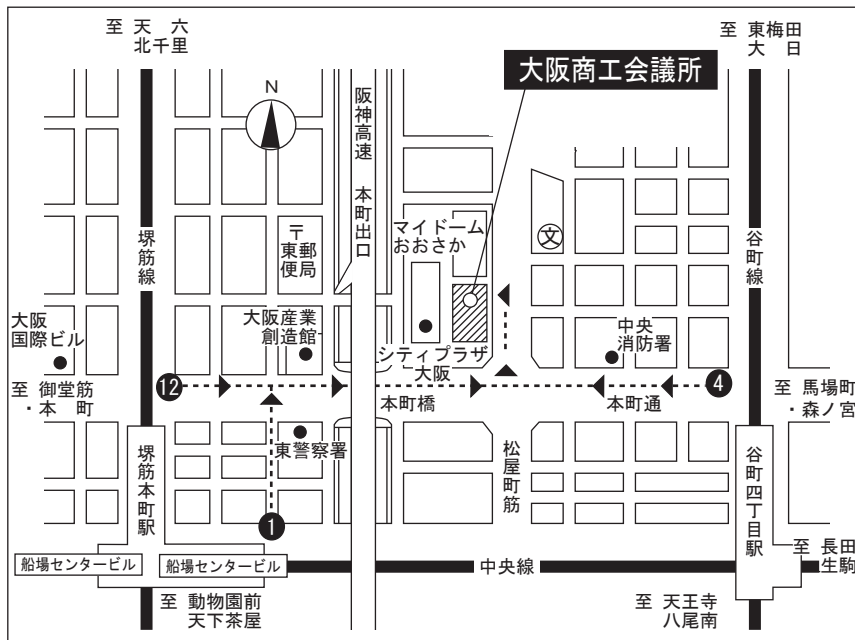
## 株主総会会場ご案内図

【会場】 大阪市中央区本町橋 2 番 8 号 大阪商工会議所 地下 1 階 会議室  
昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

電話 06-6944-6268

### 【交通のご案内】

- \* 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅⑪⑫番出口より徒歩約10分
- \* 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分



\* 当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。（当日、大阪商工会議所の駐車場はご使用できません。）

\* 本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

